

公認心理師制度化の背景と期待すること

松本千寿[†]第73回国立病院総合医学会
(2019年11月9日 於 名古屋)

IRYO Vol. 75 No. 3 (244-246) 2021

要旨

平成29(2017)年9月に公認心理師法が施行され、さらに翌年第一回試験が行われた。一般的に、心理職は、心の健康に携わる職種として、病院のみならず、実に多様な領域においてその知識や技術を発揮しうると考えられる。現在においても、公的な施設や企業にも配置されている。公認心理師の制度化にともない、平成30年度診療報酬改定において一部の施設基準に公認心理師の配置が評価されたほか、任用要件として公認心理師が位置付けられつつある。

国立病院においても、国家資格の制度化前から多くの心理療法士が精神疾患、がん、HIV・エイズ等の患者に対する支援に携わってきた。公認心理師は名称独占の資格であり、業務の内容としてはこれまでと大きく変わらないことも想定されるが、今後は国家資格をもつ一職種として、さらなる医療の質の向上への貢献を期待したい。また、国家資格の制度化によって、公認心理師の養成に係るカリキュラムが検討され、従前の民間資格の取得に必要な実習時間よりも多くの実習が求められるようになった。医療機関によって状況はさまざまであるが、これらの実習の受け入れという形で将来の人材育成の一端を担うことも考えられる。

しかし、制度化によって心理職をめぐる従前の課題がただちに解決されるわけではなく、公認心理師自身の今後の活動が重要となる。今後の課題あるいは活動の鍵として、職場内でのアイデンティティの確立、患者のアウトカムを向上させるための取り組み、心理職同士のネットワークの構築などが挙げられると考える。

キーワード 公認心理師, 国家資格, 心の健康

公認心理師制度の背景と概要

公認心理師法は平成27(2015)年に成立・公布され、その2年後である平成29(2017)年に施行された。以前から学校ではスクールカウンセラーの事業も展開されており、その他医療機関、福祉機関などさまざまな場において臨床心理士(公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認定資格)の資格保有者をはじめとする心理専門職が活用されていた

が、わが国においては心理専門職の国家資格がなく、長年にわたり関係者によって国家資格化が望まれていた。平成23(2011)年に東日本大震災がおり、心のケアの重要性が再認識されたという時代の流れもあり、「公認心理師」という名称で心理的な支援を行う国家資格を創設する運びとなった。

公認心理師法が成立してから施行されるまでの間、文部科学省と厚生労働省において「公認心理師カリキュラム等検討会」が開催され、カリキュラム

国立病院機構本部(現所属:千葉県保健福祉局) [†]医師
著者連絡先: 千葉県保健福祉局 健康福祉部健康推進課 〒260-8722 千葉県千葉市中央区千葉港1-1
e-mail: chizu2202@city.chiba.lg.jp
(2020年3月23日受付, 2021年2月19日受理)

Background and Expectations on the Establishment of Japanese National Qualification System for Psychologists
Chizu Matsumoto, National Hospital Organization
(Received Mar. 23, 2020, Accepted Feb. 19, 2021)

Key Words: certified public psychologist, national qualification, mental health